

第 3 5 号議案

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 6 月 1 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

雇用保険法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として中野区規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として中野区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第8項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職

が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として中野区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚
たもの」とあるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第
生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2
5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第 2 4 条
4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として中野区規則で
の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために
定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らし
必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適
て再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定す
当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

る職業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする。

」

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条第 8 項第 5 号の改正規定及び附則第 4 項の規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第 1 3 条第 8 項第 5 号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第 1 3 条第 7 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 1 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

は、退職職員（退職した中野区職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって同条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第8項の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。